



中国で発生した新型コロナウイルス(2019-nCoV)肺炎について (第5報)

日本政府は、中国を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、予定を前倒しして明日2月1日より感染症法に基づく「指定感染症」が施行されます。現地時間1月30日のWHOでの「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言を受けての対応となります。

これに伴い確定診断のついた患者さんの取り扱いがこれまでと変わります。

医療機関での対応

- 疑い症例は各医療機関で診療
- 検体は医療機関で採取し、保健所経由で国立感染症研究所(東京)にて検査を行う
- 確定診断された患者さんは措置入院、就業制限の対象となり、診療は感染症指定医療機関のみに限定
- 当院は感染症指定医療機関ではないため、確定診断がついた時点で保健所が指定医療機関に搬送
- 診断した医師には報告義務が発生

注意が必要なのは、確定診断がつく前には疑い症例であっても引き続き各医療機関で診療が求められるという点です。現時点では行政検体を保健所経由で提出しても確定診断がつくまで1日以上かかる可能性があり、確定診断がつくまでは患者さんの状態に応じて自宅待機もしくは当院での入院加療となります。2月上旬には各都道府県地方衛生研究所で検査が可能となり、より迅速に診断される予定です。

また、本日1/31と2/4に当院における診療体制についての説明会を行います。質疑応答に多くの時間を割く予定ですので、担当者は参加をお願いします。

今後も状況の変化に柔軟に対応していくことが求められますので、各部署での体制確認のほどご協力よろしくお願いたします。

2019-nCoVの感染対策は接触感染対策と飛沫感染対策であり、手指衛生が最も重要です。患者さんと自分を守るために、これまで以上に手指衛生の徹底をお願いします。

